

加賀市コミュニティ補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第20号

改正 平成19年3月8日告示第112号

平成21年3月31日告示第56号

平成21年9月1日告示第133号

平成23年11月30日告示第250号

平成25年3月27日告示第66号

平成26年3月28日告示第64号

平成27年3月31日告示第50号

平成28年3月31日告示第103号

平成31年4月1日告示第48号

令和2年3月31日告示第26号

(趣旨)

第1条 本市における社会環境を整備し、住民相互の連帯感を育て安全安心な日常生活を営むことができるよう、環境保全、文化振興、スポーツ推進、レクリエーション活動及び集会施設等の整備を図るため必要な事業については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

(事業の種類等)

第2条 前条の規定による事業の種類、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、別表の規定にかかわらず、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一定の地域内の住民を構成員として組織されている町(区)会
- (2) 地区区長会
- (3) 区長会連合会
- (4) 地区区長会を単位として、市が提唱するまちづくり運動を推進するために組織された団体
(以下「まちづくり推進協議会」という。)

(5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条に規定する第一種区域を有する湖北、金明及び橋立の各地区の町会で組織する団体(以下「加賀市基地周辺整備協議会」という。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める団体

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から平成18年3月31日までの間における別表地域振興推進助成事業の項については、次のとおりとする。

地域振興 推進助成 事業	まちづくり推進協議 会が実施する地区の 伝統的行事又は町史 編さん、シンポジウ ム開催等住民の教養 向上を目的とする行 事等に要する経費	必要と認める額(限度額15,000千 円)ただし、3,000千円未満は対象 外とする。	34%以内	
--------------------	--	---	-------	--

3 この告示の規定にかかわらず、平成17年度分までの事業に係る補助金については、合併前の加賀市コミュニティ補助金交付要綱(昭和58年加賀市告示第21号)又は山中町コミュニティ補助金交付要綱(平成6年山中町告示第19号)の規定の例による。

附 則(平成19年3月8日告示第112号)

この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成21年3月31日告示第56号)

この告示は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成21年9月1日告示第133号)

この告示は、公表の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年11月30日告示第250号)

この告示は、公表の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年3月27日告示第66号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第64号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年3月31日告示第50号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第103号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(平成31年4月1日告示第48号)

この告示は、公表の日から施行し、平成31年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(令和2年3月31日告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

事業の種類、補助対象経費、補助基本額及び補助率

区分	事業の種類	補助対象経費	補助基本額	補助率	備考
コミュ ニティ の振興	まちづくり 運動推進事 業	まちづくり運 動に要する経 費で次に掲げ るもの			
		(1) まちづ くり推進協 議会の事務 に従事する 職員に要す る経費	職員数は、2,000世帯未満の地区につい ては1人、2,000世帯以上の地区につい ては2人を限度とし、当該団体が選んだ 職員で次に定める月額賃金基準額に労 働保険料相当額を加算して算出した年 間所要額。 職員1名につき 110,000円以内 (注) 上記は、1日の勤務時間がお おむね8時間を勤務する場合に 適用し、その他の勤務形態の場	定額	世帯数は 当該年度 の初日の 属する年 の1月1日 を基準と する。

		合はその都度定める。																				
	(2) 通信に要する経費	ア 電話基本料金(回線使用料(1回線分に限る。))電話番号付加機能使用料(1電話番号分に限る。))	定額																			
		イ インターネット接続基本料金	定額																			
	(3) まちづくり計画に基づき実施する活動に要する経費	<p>次のア及びイを合算した額。</p> <p>ア 次の区分による基本額に700円を当該地区の世帯数に乗じて得た額を加算した額</p> <table border="1" data-bbox="639 835 995 1164"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000未満</td> <td>900千円</td> </tr> <tr> <td>2,000未満</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>3,000未満</td> <td>1,100千円</td> </tr> <tr> <td>3,000以上</td> <td>1,200千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 広報紙発行1回につき基本額16,000円に、次の区分による単価に発行部数に乗じて得た額を加算した額</p> <p>発行部数1部当たり単価</p> <table border="1" data-bbox="639 1615 995 1877"> <thead> <tr> <th>発行部数</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000未満</td> <td>8円</td> </tr> <tr> <td>2,000未満</td> <td>7円</td> </tr> <tr> <td>2,000以上</td> <td>6円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯数	基本額	1,000未満	900千円	2,000未満	1,000千円	3,000未満	1,100千円	3,000以上	1,200千円	発行部数	単価	1,000未満	8円	2,000未満	7円	2,000以上	6円	定額	世帯数は当該年度の初日の属する年の1月1日を基準とする。
世帯数	基本額																					
1,000未満	900千円																					
2,000未満	1,000千円																					
3,000未満	1,100千円																					
3,000以上	1,200千円																					
発行部数	単価																					
1,000未満	8円																					
2,000未満	7円																					
2,000以上	6円																					
基地周辺整備	加賀市基地周	必要と認める額(限度額12,000,000円)	定額	この告示																		

備事業	辺整備協議会の運営に要する経費並びにコミュニティ活動及び生活環境の改善に係る整備に要する経費			の規定により他の補助金の交付を受けることができる場合は対象外とする。
区長会運営事業	区長会の運営及び連絡調整に要する経費	基本額30,000円に、当該地区の区長数に1,500円、当該地区の町内会に加入している世帯数に17円を乗じたものを合算した額。	定額	区長数及び世帯数は当該年度の初日の属する年の1月1日を基準とする。
区長会連合会活動推進事業	石川県町会区長会連合会が実施する研修会等への参加その他の区長会連合会の活動の推進に要する経費	必要と認める額	定額	
地域振興推進助成事業	まちづくり推進協議会が実施する地区又	歴史書等の印刷費(対象地域の世帯数×1.1×次の分類による1頁単価×実際の頁数。限度額8,000千円)及び資料作	34%以内	世帯数は当該年度の初日の

は町等の歴史書等の編纂に要する経費

成のために必要な経費(限度額2,000千円)

ただし、合計額3,000千円未満は対象外とし、個人又は団体から1件あたり1,000千円を超える寄附がある場合は、これを除くものとする。

世帯数×1.1	1頁単価
500世帯まで	20円
800世帯まで	14円
1,000世帯まで	12円
1,500世帯まで	9円
2,000世帯まで	8円
2,000世帯以上	7円

属する年の1月1日を基準とする。

町内集会施設整備事業

(1) 町内集会施設(石川県コミュニティ施設補助金交付要領に定め

るバリアフリー整備基準に適合し、延べ床面積が40平方メートル以上かつ加

石川県コミュニティ施設補助金交付要領に基づき算定した額(延べ床面積は受益戸数が100世帯以下の場合にあっては150平方メートル以下、100世帯を超える場合にあっては1世帯当たり1平方メートルとし、それに50平方メートルを加算した範囲内とする。)(限度額32,800千円)。

25%以内

当該補助を受け新築した年から税務上の償却期間を経過した施設とする。

	<p>賀市景観計画に基づく景観形成基準に適合するものに限る。)の新築の工事費又は建物購入費</p>			
	<p>(2) 町内集会施設(石川県コミュニティ施設補助金交付要領に定めるバリアフリー整備基準に適合し、延べ床面積が40平方メートル以上かつ賀市景観計画に基づく景観形成基準に適合するものに限る。)の改築工事費</p>	<p>石川県コミュニティ施設補助金交付要領に基づき算定した額(限度額23,600千円)。</p>	<p>25%以内</p>	<p>当該補助を受け改築した年から税務上の償却期間を経過した施設とする。</p>

	<p>(3) 町内集会施設(玄関、廊下、トイレ等の動線を確保するバリアフリー化工事を同時に行う場合で、石川県コミュニティ施設補助金交付要領に定めるバリアフリー整備基準に準拠するものに限る。)の増築の工事費</p>	<p>石川県コミュニティ施設補助金交付要領に基づき算定した額(限度額23,600千円)。ただし、2,000千円未満は対象外とする。</p>	<p>25%以内</p>	<p>新築、改築、修繕及び当該補助を受けた年から10年以上経過した施設とする。</p>
	<p>(4) 町内集会施設の修繕(構造上、存立に影響のある修繕又は玄関、廊下、トイレ等の動線を確保する</p>	<p>必要と認める額(限度額5,000千円)。ただし、2,000千円未満は対象外とする。</p>	<p>25%以内</p>	<p>新築、改築、増築及び当該補助を受けた年から10年以上経過した施設とする。ただ</p>

	<p>バリアフリー化工事を同時に行う場合で、石川県コミュニティ施設補助金交付要領に定めるバリアフリー整備基準に準拠して行う修繕若しくはこれに併せて行うその他の修繕に限る。)の工事費</p>		<p>し、構造上、存立に影響のある修繕を除き、当該補助によるバリアフリー化工事は1回限りとする。</p>	
	<p>(5) (1)又は(2)に掲げる工事等に伴う備品購入費</p>	<p>必要と認める額(限度額1,000千円)。</p>	<p>25%以内</p>	<p>過去に当該補助を受けている場合は対象外とする。</p>
	<p>(6) 町内集会施設の下水道接続工事費又は合</p>	<p>下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置に要する(単独処理浄化槽撤去費を含む。)工事費(限度額5,000千円)。</p>	<p>25%以内</p>	

	併処理浄化槽への転換工事費(合併処理浄化槽設置事業補助金対象区域に限る。)			
広場(運動・子供の広場)整備事業	運動広場及び子供の広場の整備に要する経費(子供の広場にあっては広場の目的のために必要な設備が整備されるものに限る。)	必要と認める額(限度額2,000千円)	25%以内	屋内・屋外を問わず1行政区につき1箇所とする。(2以上の行政区が共同で設置する場合を含む。)
テレビジョン共同受信施設設置事業	テレビジョン共同受信施設設置に要する経費	(施設の設置に要する経費-30千円×加入世帯数)×1/3 ただし、加入世帯に100千円を乗じた額を限度とする。	定額	石川県テレビジョン難視聴解消施設設置費補助金交付要綱適用事業に限る。
有線放送	有線放送施設	必要と認める額	新設	防衛省装

施設設備 整備事業	の新設又は更 新(新設年度 以降10年間経 過したもので あって、不具 合の生じてい る部分に限 る。)に要する 経費		80%以内 更新 50%以内	備施設本 部の有 線・無線通 信工事共 通仕様書 及び日本 電信電話 株式会 社の標準作 業図解集 に基づく 工事仕様 とする。
野外放送施 設設備整備 事業	野外放送施設 の新設又は更 新(新設年度 以降10年間経 過したものに 限る。)に要す る経費	必要と認める額	80%以内	小松基地 周辺有線 ラジオ放 送施設設 置助成事 業対象以 外の地域
掲示板整備 事業	掲示板の設置 に要する経費 (更新等を含 む。)	必要と認める額(限度額100千円)	50%以内	
公衆道路防 犯灯整備事 業	公衆道路防犯 灯の設置に要 する経費(更 新を含む。)	ア LED灯具 1灯につき24,000円	50%以内	
		イ 専用柱 1灯につき62,000円	50%以内	

公衆道路防犯灯電気料助成事業	公衆道路防犯灯の電気料で町(区)又は町(区)以外で市長が必要と認める団体が負担する額	前年8月分の電気料金に12を乗じた額	34%以内		
環境衛生機器整備事業	まちづくり推進協議会が使用するエンジンドスターの購入費	購入契約金額	67%以内	新規購入の場合	
			50%以内	更新の場合	
小型除雪機器整備事業	まちづくり推進協議会が使用する小型除雪機器の購入費	手押し式	必要と認める額(限度額900千円)	75%以内	新規購入の場合
			必要と認める額(限度額600千円)	50%以内	更新の場合
		乗用式	必要と認める額(限度額1,800千円)	75%以内	新規購入の場合
			必要と認める額(限度額1,200千円)	50%以内	更新の場合
コミュニティ施設緑化推進助成事業	町内集会施設、広場等の緑化整備に要する樹木等購入費及び工事に要する経費	必要と認める額(限度額2,000千円) ただし、100千円未満は対象外とする。	25%以内		
自走式草刈機整備事業	まちづくり推進協議会が使	必要と認める額(限度額500千円)	75%以内		

		用する自走式 草刈機の購入 費			
--	--	-----------------------	--	--	--